

志木市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

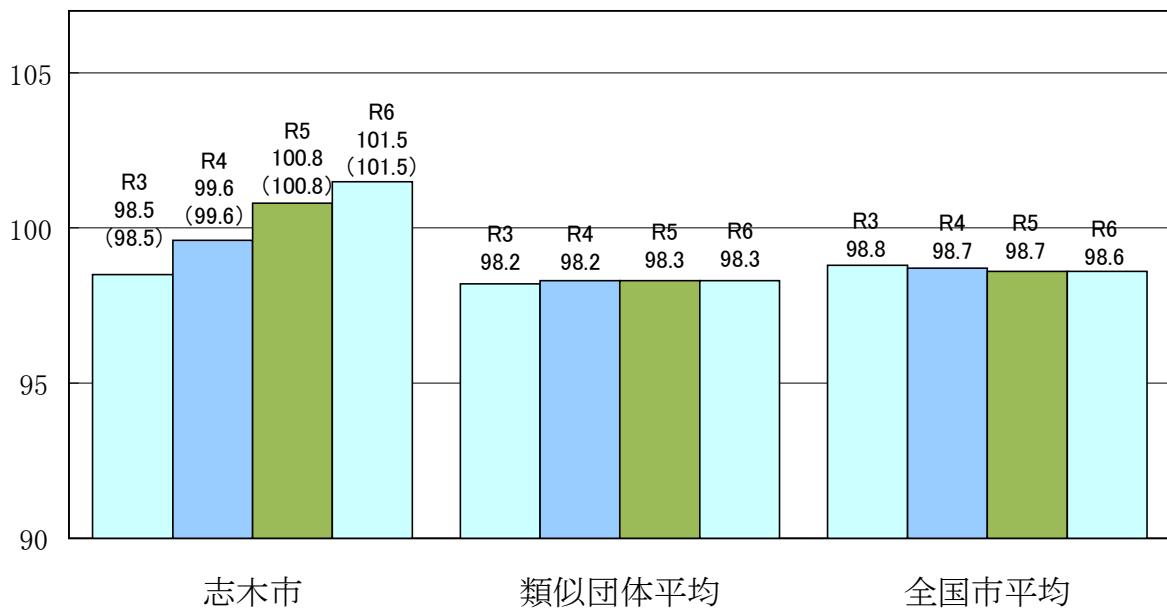
区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の入件費率	
						%	%
5年度	人 76,312	千円 27,831,657	千円 1,691,713	千円 3,858,734	13.9		12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 361	千円 1,308,449	千円 440,428	千円 581,626	千円 2,330,503	千円 6,456	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合))により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み

これまでラスパイレス指数が100を大幅に下回る状況が続いていたが、国よりも初任給格付けの号給を高くするなど、県や近隣市などの状況と比較しながら、適正な給与制度の見直しを行っている。今後については、令和6年度から60歳超職員の昇給停止を実施しており、ラスパイレス指数が引き下がる要因もあるため、適正なラスパイレス指数となるよう引き続き注視していく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] [未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 給料表について、平均2%引下げ（国と同じ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準15%に対し、志木市においても15%を支給。

(実施時期) 平成28年4月1日より実施。

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度から令和6年度までの支給割合
	4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	13%	14%	15%
志木市の支給割合	14%	14%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設（国と同様の制度）

平成27年4月1日実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	41.4歳	309,292円	421,309円	410,300円
埼玉県	41.8歳	319,425円	411,863円	367,476円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

②技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	—歳	—	—円	—円	—円
埼玉県	—歳	—	—円	—円	—円
国	—歳	—	—円	—円	—円
類似団体	—歳	—	—円	—円	—円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
志木市	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志木市	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(c)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志木市	42.6 歳	367,478 円	504,885 円
埼玉県	39.5 歳	351,980 円	414,465 円
類似団体	42.3 歳	319,527 円	373,194 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分	志 木 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	205,579 円
	高 校 卒	170,900 円	173,584 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

区 分	経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大 学 卒	291,600 円	380,400 円	395,000 円
	高 校 卒	267,600 円	0 円	383,800 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—
教育職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—

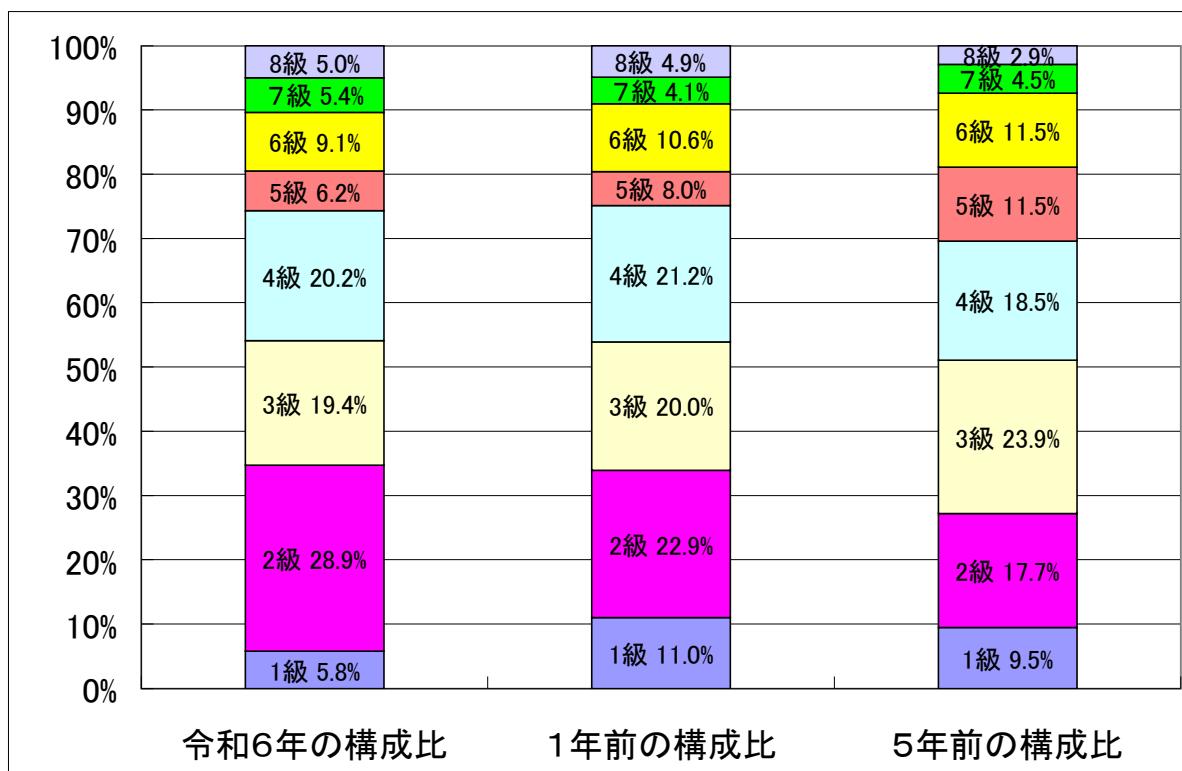
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

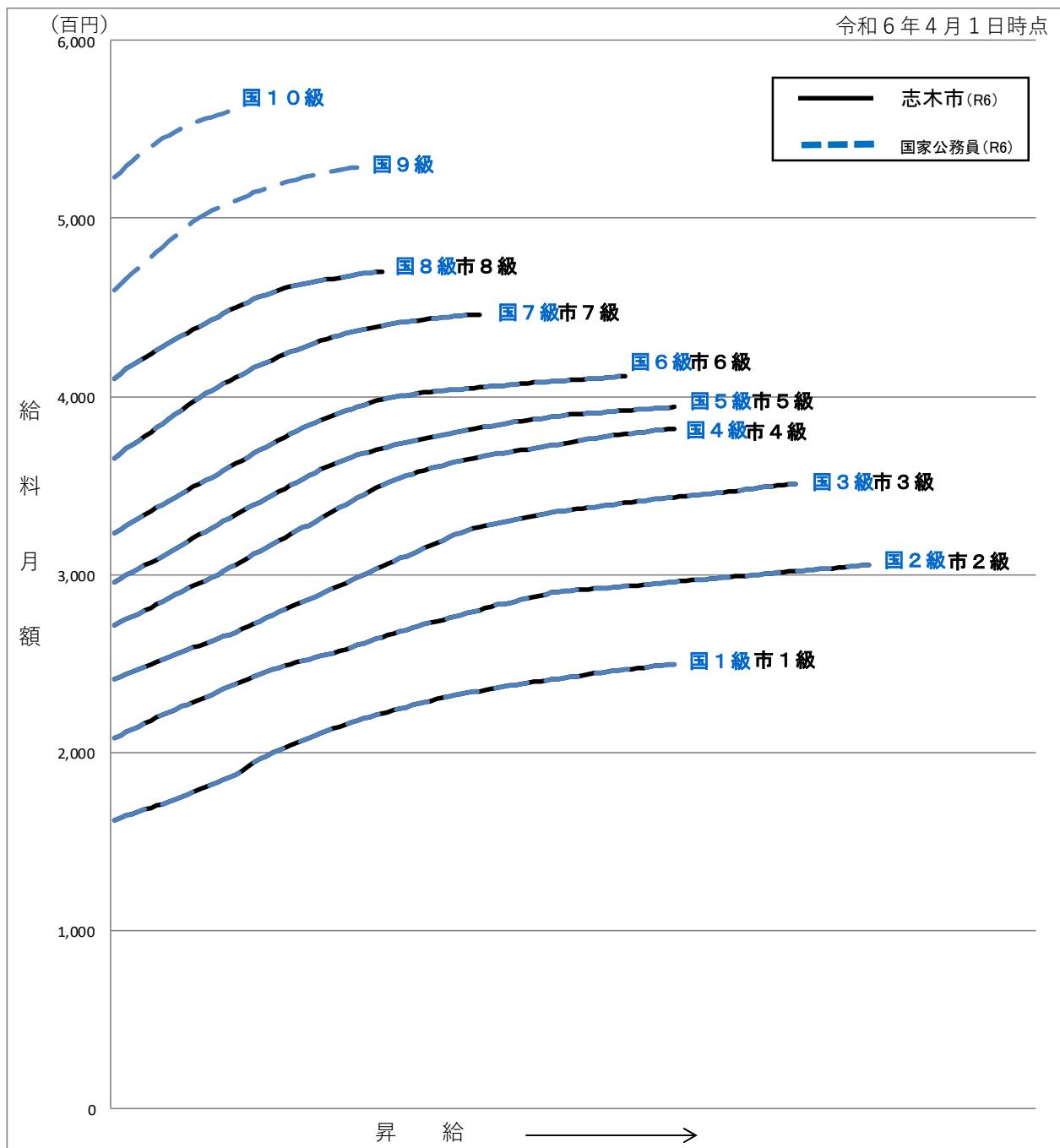
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	14	5.8%	183,500 円	258,100 円
2 級	主事・技師	70	28.9%	230,000 円	308,500 円
3 級	主任	47	19.4%	261,300 円	354,700 円
4 級	主査	49	20.2%	287,300 円	386,100 円
5 級	主幹	15	6.2%	309,800 円	398,200 円
6 級	課長	22	9.1%	335,000 円	415,700 円
7 級	次長・参事	13	5.4%	373,400 円	450,900 円
8 級	部長	12	5.0%	415,600 円	475,000 円

(注) 1 志木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（志木市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
②. 人事評価を活用していない				
活用予定期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志木市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,583 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,707 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（志木市）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
① 人事評価を活用している		
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
② 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

志木市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職者 2～45%加算 (退職時特別昇給 無し)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 3,115千円 19,261千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後
その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(6年4月1日現在)

支給実績（5年度決算）	223,136千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	567,776円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15%	393人	15%

(4)特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		2,115	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		52,875	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		10.2	%
手当の種類（手当数）		6	種類
特殊勤務手当	区分	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)
特殊勤務手当	感染症にかかるおそれがある業務及び特定の毒物又は劇物の取扱業務に従事する職員	業務に従事した職員	—
特殊勤務手当	行旅病人・行旅死亡人及び変死人の取扱業務又は収容業務に従事する職員	行旅病人 行旅死亡人・変死人	1回 500円 1体 3,000円
特殊勤務手当	犬猫等の死体の収容業務に従事する職員	犬猫等の死体処理	— 1件 200円
特殊勤務手当	福祉業務に従事する職員	現業員及び指導員 主査級の園長	2,115 千円 — 月額 4,500円 月額 2,500円

(5)時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	91,687	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	406	千円
支給実績（4年度決算）	106,880	千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	493	千円

(6)その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 (8級職員 3,500円) 子 10,000円 扶養親族 6,500円	同	—	27,910 千円	228,771 円
住居手当	借家 最高限度28,000円	同	—	31,831 千円	312,067 円
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月の定期券の価額の6分の1 自動車等の交通用具使用者 2Km以上の者に対し、使用距離に応じ31,600円以内で支給	同	—	35,478 千円	122,337 円
管理職手当	部長 82,000円 理事 65,000円 次長 60,000円 参事 58,000円 課長 55,000円 副課長 50,000円 主席主幹 42,000円 主幹 40,000円 専任主幹 32,000円	異	定額支給	62,428 千円	618,100 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料報酬	市長	868,000 ()	円 円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副市長	764,000 ()	円 円)	1,061,000 885,000	円／円 593,400 547,600
	議長	430,000 ()	円 円)	737,000	円／372,000
	副議長	378,000 ()	円 円)	653,000	円／294,000
	議員	357,000 ()	円 円)	591,000	円／266,000
期末手当	市長	(5年度支給割合)		4.30	月分
	副市長			4.30	月分
	議長	(5年度支給割合)		4.30	月分
	副議長			4.30	月分
	議員			4.30	月分
退職手当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	
	副市長	給料月額×任用月数×支給率×100分の125 支給率 市長 100分の35 副市長 100分の21		18,228,000 9,626,400	円 円
	備考			任期ごと	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

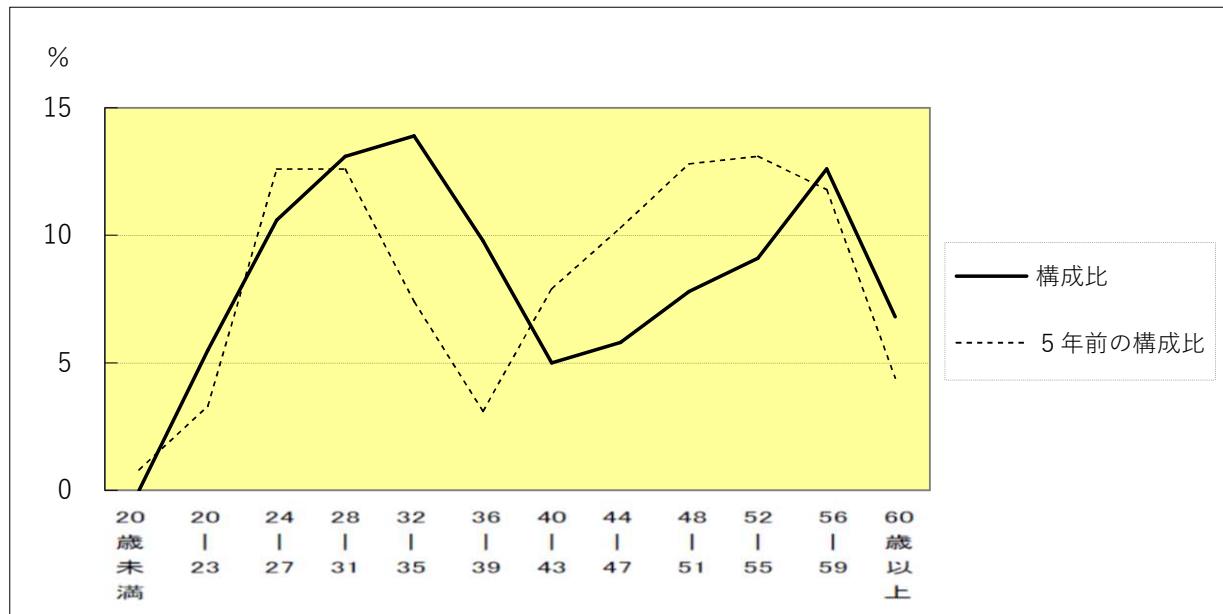
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	107	104	△ 3	欠員による減など
	税務	32	33	1	業務量増による増など
	民生	109	107	△ 2	欠員による減など
	衛生	29	30	1	業務量増による増など
	労働	0	0	0	
	農水	3	3	0	
	商工	5	5	0	
	土木	22	22	0	
	計	312	309	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.49 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.13 人)
	教育部門	49	48	△ 1	欠員による減など
	消防部門			0	
	小計	361	357	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.78 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.53 人)
会計企業部門等	水道	10	10	0	
	下水道	5	7	2	欠員補充による増など
	その他	21	23	2	業務量増による増など
	小計	36	40	4	
	合計	397 [505]	397 [505]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.02 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	0	22	42	52	55	39	20	23	31	36	50	27	397

(3)職員数の推移

年度 部門	(各年4月1日現在 単位:人・%)							過去5年間の増減数 (率)
	元年	2年	3年	4年	5年	6年		
一般行政	300	304	305	303	312	309	9	2.9
教育	46	45	46	47	49	48	2	4.2
普通会計	346	349	351	350	361	357	11	3.1
公営企業会計 計	44	39	37	38	36	40	-4	-10.0
総合計	390	388	388	388	397	397	7	1.8

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。